

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、次のとおり令和元年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を実施するので、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和62年11月24日消防庁告示第4号）第3の1の規定に基づき、公示する。

令和元年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の種別、期日、時間及び場所

講習の種別	期 日	時 間	場 所
給油取扱所	令和元年7月9日（火）	午前9時から正午まで	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター
	〃 7月12日（金）	〃	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
	〃 7月17日（水）	〃	横手市平鹿町浅舞字覚町後140 平鹿生涯学習センター
	〃 7月19日（金）	午後1時30分から午後4時30分まで	男鹿市船川港船川字海岸通り2号14-5 男鹿市民文化会館
	〃 7月23日（火）	午前9時から正午まで	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
	〃 7月26日（金）	〃	大館市字桜町南45番地1 大館市立中央公民館
	〃 7月30日（火）	〃	湯沢市字沖鶴69-5 湯沢雄勝広域交流センター
	〃 8月2日（金）	〃	能代市追分町4-26 能代市文化会館
	〃 8月7日（水）	〃	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
	〃 8月9日（金）	〃	大仙市大曲目の出町二丁目7番53号 大仙市大曲交流センター
	〃 8月20日（火）	〃	由利本荘市西目町沼田字新道下2-533 由利本荘市西目公民館シーガル
	〃 9月6日（金）	〃	鹿角市花輪字荒田1番地1 鹿角市交流センター
石油コンビナート	令和元年7月19日（金）	午前9時から正午まで	男鹿市船川港船川字海岸通り2号14-5 男鹿市民文化会館
	〃 8月23日（金）	〃	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
一般（その他）	令和元年7月9日（火）	午後1時30分から午後4時30分まで	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター
	〃 7月12日（金）	〃	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
	〃 7月17日（水）	〃	横手市平鹿町浅舞字覚町後140 平鹿生涯学習センター
	〃 7月19日（金）	〃	男鹿市船川港船川字海岸通り2号14-5 男鹿市民文化会館
	〃 7月23日（火）	〃	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
	〃 7月26日（金）	〃	大館市字桜町南45番地1 大館市立中央公民館
	〃 7月30日（火）	〃	湯沢市字沖鶴69-5 湯沢雄勝広域交流センター
	〃 8月2日（金）	〃	能代市追分町4-26 能代市文化会館
	〃 8月7日（水）	〃	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館

	〃 8月9日(金)	〃	大仙市大曲日の出町二丁目7番53号 大仙市大曲交流センター
	〃 8月20日(火)	〃	由利本荘市西目町沼田字新道下2-533 由利本荘市西目公民館シーガル
	〃 8月23日(金)	〃	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
	〃 9月6日(金)	〃	鹿角市花輪字荒田1番地1 鹿角市交流センター

2 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項

3 受講対象者

- (1) 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者で上記の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内の者
- (2) 新たに危険物の取扱作業に従事して1年以内の者
ただし、当該取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内の者とする。

4 受講申請書の配布場所

一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会（秋田市山王三丁目7番21号 秋田県石油会館3階）又は県内の危険物安全協会

5 受講申請書の受付

- (1) 受付期間等
土曜日及び日曜日を除き、令和元年6月10日（月）から同月21日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所
一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会（持参又は郵送による）
- (3) 提出書類
受講申請書

6 受講手数料

- (1) 受講手数料の額
4,700円
- (2) 納付方法
秋田県証紙又は振込（振込の場合は一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会専用の振込用紙による。）により納付すること。

7 講習についての問合せ先

一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会（電話018-867-2245）